

令和7年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和7年6月30日（月） 開会 午前10時
閉会 午前11時29分

場所 第8委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長
権守幸男副委員長
長峰秀和委員、松本義明委員、杉田茂実委員、阿左美健司委員、
立石泰広委員、荒木裕介委員、小谷野五雄委員、武田和浩委員、
小早川一博委員、金野桃子委員、城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部]
吉澤隆県土整備部長、飯塚雅彦県土整備部副部長、
伊藤太一参事兼河川砂防課長、坂田竜也県土整備政策課政策幹、
田島清志河川環境課長
[危機管理防災部]
鶴見恒危機管理防災部副部長、関口大樹災害対策課長
[都市整備部]
石川修都市計画課長、荒井正之市街地整備課長、小松克枝建築安全課長
[下水道局]
水橋正典下水道事業課長

会議に付した事件

災害に強い県土づくりについて

長峰委員

資料の1枚目の流域治水対策の取組が必要という項目の中において、右下の図であるが、流域に関わるあらゆる関係者が協働し水害対策を行っていくのが流域治水ということである。一方で、浸水リスクが高いのが南東部ということで、川を見ていくと川下の方がやはり水害リスクが高くて、逆に言うと、川上の方は水害リスクがそれほど高くないというふうに見受けられる。その中で、この流域治水という考えにおいて川上ではどのような治水対策を全体として期待されているのか。そして、川上との協働の治水対策をどのように構築していくのか。

参事兼河川砂防課長

上流域は下流域と比較すると、河川からの越水やいっ水、そういった観点での水災害が発生する確率は低いと思われるが、大雨による内水氾濫のリスクは、上下流を問わず存在すると考えている。そのため、流域治水対策では、河道拡幅などの河川整備と併せて、流域が従来持つ保水機能、遊水機能を確保するなどの対策が重要であると考えている。例えば、埼玉県では、全国に先駆けて、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例を施行しており、現在、全体で雨水流出抑制施設の必要対策量を確保するといったことを義務付けており、内水氾濫のリスクを軽減している。こうした対策や効果を、下流から上流域まで広く周知して、流域のあらゆる関係者と連携することで、治水対策を進めていきたいと考えている。

長峰委員

今お話しいただいた感じで、この図を解釈すると、やはり部局の専門性がすごく際立ったお話かなと思うが、ただ、この事例を見るとやはり流域治水だと水田貯蓄であるとか、山側の山側だからこそできる水の管理という部分が示されているというふうにする。この流域治水という考え方を推進していくのであれば、都市整備部だけではなく環境部であるとか、農林部であれば田畑の保水性などが期待されるし、あるいは下水道局との連携なども考えられるかなというふうにするが、そういった組織横断的な考え方については何か御所見があるか。

参事兼河川砂防課長

まず、流域治水を進めるために他組織との協力関係という点で申し上げますと、流域治水は河川管理者による治水事業に加えて、あらゆる関係者が共同して水災害対策を行っていくというものである。埼玉県では一級河川の流域ごとに、国、都県、市町村の長を構成とした五つの流域治水協議会を設置しており、流域治水を計画的に推進している体制を構築している。あわせて、委員御指摘の点であるが、こうした流域治水協議会での取組を、県庁内でも部局横断的に推進するという点であるが、県土整備部、下水道局、都市整備部、農林部を構成員とする水防災まちづくり推進連携会議というものを設置している。水害対策とまちづくりとが連携した推進方策の検討を行っているものであり、引き続き、関係部局間での連携を深めて、流域治水の推進を図っていきたいと考えている。

長峰委員

今のお話を受けて逆の面から見ると、例えば、今年植樹祭があり、活樹ということを経営部の方で言っているが、活樹を進める上で流域治水にも役に立つ、資する活動であるという言い方をできれば、向こうの農林部あるいは環境部側の政策に対してもこの流域治水の一端であるという表現ができる。また、向こうにも何かいいことがあるのではないかという意味においては、やはり双方向の協力体制がすごく大事だと思うので、その辺の推進について今後どのようにお考えか、また、改めて御答弁いただけるといいと思う。

参事兼河川砂防課長

委員御指摘のとおりかと思っており、活樹を進めることによって、山の保水力というのが一定に保たれる。あるいは、荒廃した山林と比較すれば上昇するというようにも考えられる。今ほど申し上げたような県庁内の連携組織体制を活用しながら、そういった面で流域治水対策をしっかりと進めていきたいと考えている。

松本委員

- 1 ただ今、長峰委員の方から、流域治水のかなり広い視野から質疑があった。私の方はこの河川、その中で一番の河川を対象を絞ってお伺いしていく。資料の2枚目の左上に河川施設の整備を推進とあり、これを計画的に進めるということであるが、そもそも県の行政計画においてこの河川整備の位置付けがどうなっていて、この進捗状況がどう管理されているのか。
- 2 5か年計画を見ると、治水の推進のところに整備に必要な延長が1,014キロメートルとあり、これかなりの時間かかると思うが、現在まだ6割程度というような数字も出ているが、今後どういうふうこれをやっていくのか。
- 3 今言ったような河川整備となると時間とお金と用地買収等で、かなり時間も要するという中で、この資料の2ページ目の3のところに白岡の例を出していただいているが、樹木、堆積土砂の撤去、これがもっともっと私は進められないのかなというか、これが本来、河川の流れる流量を確保することが先だと考えるが、そういった中において、この土砂の撤去というのが、もっと進めるようなことはできないのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 県の河川整備については、埼玉県5か年計画における施策として、治水対策の推進を位置付けている。このような、対策の目標の一つとして、河川整備が完了した河川の延長というものを指標にしており、今御指摘があったように、整備が必要な延長として1,014キロメートルというようにあるが、5か年計画ではこのうち事業効果の高い箇所ということで、13キロメートルの整備完了を目指しているところである。現状は、令和6年度は約2キロメートルが完了し、令和6年度末時点で約10.3キロメートルが完了しているという推進状況である。
- 2 今申し上げたように、必ずしも河川整備が早いとは申し上げにくいのかなと思っているが、早期に整備効果を発揮させるということが非常に重要と思っている。浸水被害リスクが高い箇所から重点的に整備するとか、あるいは、調整池を整備してその上流で発生する浸水被害を軽減するというように、効率的に河川整備を進めるということで、早期の浸水被害の軽減に取り組んでいくということが重要かと思っている。一方で、近年、気候変動の影響で河川の施設の能力を上回る降雨が観測されるということもある。そのため、河川整備などのハードの対策でも防ぎ切れない浸水に対しては、迅速円滑な避難

や備え方の工夫を行っていただくためのソフト対策といった点の拡充にも努めている。今後も、県民の皆様が安全・安心に暮らせるようにあらゆる関係者と協働して取り組んでいきたいと考えている。

河川環境課長

- 3 河川の土砂の撤去に関するこれまでの取組と今後の予定ということであるが、埼玉県では令和2年度から令和6年度までの5年間で、河川に堆積した土砂の撤去や繁茂した樹木を伐採して、25メートルプール約2,600杯分に相当する合計約850,000立方メートルの堆積土砂を撤去した。この事業は、令和元年東日本台風による浸水被害が相次いだため、地方財政上有利な緊急浚渫推進事業債を活用して、集中的に実施しているところである。今後については、令和7年度から令和11年度までの5年間で合計約570,000立方メートルの堆積土砂を撤去する予定である。河川の樹木や堆積土砂の撤去については、事業効果が非常に早く発現することから、引き続き積極的に実施していきたいと考えている。

松本委員

- 1 まず、河川整備の令和6年度におおむね2キロメートルの整備というが、この2キロを私はどう取るかそれぞれあると思うが、私の感覚としてはもっと何でできないだろうという、2キロなのかというような感じがするが、用地買収とかいろいろ大変なのは分かるが、河川整備とはもっとこうスピードアップしてできないものなのか。
- 2 そもそも、この全体の計画は1,014キロでまだ600キロメートル台で、6割程度ということだが、そもそもの話、計画が時間50ミリというのが前提で計画1,000幾つと組んでいるが、もう時間50ミリを、皆さん御存じのゲリラ豪雨とかで今大変な状況の中で、時間も100ミリに近いような雨がもう平気で降るような時代になったときに、この計画の元の数字自体が、これでいいのかという話などはされているのか。
- 3 さっき言った土砂のしゅんせつは、私はもうとにかくこの台風期の前にやり、渇水期のときにとにかくやれるだけやった方がいいと思うし、今、大きい河川を見ると真ん中に島のようなものができて、そこに木が何ていうか、そこが1個の土地みたいになっているところが結構あると思うが、先ほどの説明が分かるようで分からなかったのだが、これはもうスピードアップしてできる限りやっているということなのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 河川整備の数字だけで見ると確かに十分なスピードではないように思われるが、現在、県で行っている事業はそのほかにも、調整池の整備、あるいは、排水機場の整備だとか、そういった、あらゆる対策をハード整備面では行っており、それら全体を通じて治水安全度の向上を図っているものである。そのような治水安全度の向上を、どう指標に表すかという点は一課題であると思っているが、全体として対策を進めているという点を御説明させていただきたいと思う。
- 2 私どもとしては、河川を整備するに当たり、上下流の様々なバランスを取って図り、河川を整備を進めているというところである。近年のゲリラ豪雨、局地的な集中豪雨に対応するための対策というのももちろん将来的には必要というように考えているが、全県的な治水安全度の向上というところを示すところから、まずは、今の目標50ミリの整備というものを進めながら、加えて、大規模な洪水が発生した場合、浸水被害が発生した場合、例えば、令和元年の東日本台風や令和5年6月の大雨など、そのような、被

害が発生した場合は、再度災害、被害の発生を抑止するという対策を併せて行っている。このような形で、河川の整備を進めているものである。

河川環境課長

- 3 実際、中州に島がある場合もある。これはちょっと環境対策で鳥が止まるなど、そういったところで地元からその木は切らないでれという要望もこれまで5年間やってきた中であった。そう言いながらも、実際河道の流下能力の支障になっている場合については、当然撤去していかないといけないので、そういうのはしっかりやっていく。いずれにしても、我々河川管理者がしっかり現場をチェックしたりとか、あるいは、今3D測量を一生懸命やっており、そのデータから、河川計画の断面に対してどのくらい今、堆積しているのかというのがデータで示せることになっている。加えて、あとは地元からいろいろ御要望があるので、その辺のことをしっかりと踏まえて県民の皆様が安心・安全に生活できるようにしっかりと進めていきたいと考えている。

城下委員

- 1 「3 河川・砂防関係施設の整備」の部分であるが、先ほども質疑があったが、堆積土砂の撤去、それからしゅんせつ、除草について大変多くの御要望があると思う。緊急性を要するという部分もあるかと思うが、その実施の大きな基準を示していただきたいというふうに思う。例えば、私は所沢なので、柳瀬川の部分でも10年来ちょっと要望してもされなかったというようなお声も寄せられたり、あるいは川口だと辰井川、この辺の部分も要望を寄せられるということで、県のそれなりの基準はあると思うが、こういった県民からの要望に対してどのように対応しているのか。
- 2 同じ3の資料の土砂災害の対策についてだが、土砂災害警戒区域等の指定とあるが、指定をすれば当然対策も講じていかななくてはならないということで所沢のアカバツケという急傾斜地域があるが、3月に県も説明会をしてくれたと思うが、指定をした後の対策を講じるための、当然住民の同意、合意というのもあると思うが、どういう課題があるのか。
- 3 資料の「6 河川防災情報の拡充」ということで、県が関わっている河川に監視カメラを設置されているということで、所沢でいけば東川にも設置していただいている。ただ今の激甚化大雨ということでゲリラ豪雨ということでは、ここにもあるように、区画整理、開発行為によって開発調整池、こういったところに一時的にためて河川に流すということをやると思うが、自治体によっては、調整池にカメラの設置、水位の監視カメラを設置しているところも最近増えてきている。この辺の部分では、県としてそういった各市町村の連携、こういうカメラの設置状況はどういうふうに把握されているのか。また、この設置費用については、国や県の支援があるのかどうか。

河川環境課長

- 1 まず、基準であるが、特段厳しい基準を我々は設けていない。実際に、河川管理者が現地で点検をしてきたり、あるいは先ほど申したとおり、3D測量の結果から堆積していると判断したり、あるいは地元から要望があれば、現地を見に行きしっかりと対応するという事で各事務所共々、共通認識を持ちながら対応しているので、何かあれば、どんどん事務所の方に御要望を上げていただければ、我々の方にも声が届くことになっているのでよろしくお願ひしたいと思う。

参事兼河川砂防課長

- 2 アカバツケ指定後の対策に関する課題であるが、急傾斜地、崩壊対策は、基本的には住民等から土地の寄附を頂き、その中で対応していくというものである。寄附の調整や交渉に時間を要しているというところである。
- 3 まず、県が把握しているかどうかというところである。開発行為に伴う調整池は管理を行う市町とか、あるいは民間の方々から維持管理計画書というものを提出いただいているが、その中にカメラの記載というものがいないため、現状では整備状況について把握していないというところである。また、支援、補助制度であるが、ちょっと条件があるが、500立方メートル以上の調整地においては、事業として国から3分の1の補助を受けて整備することができると、これは開発調整池全体である。であるので、監視カメラについてもこの中の施設として認められれば、補助の対象になるというものである。

城下委員

- 1 県土整備事務所の皆さんには、本当に日々一生懸命対応していただいているので、その部分は十分理解している。カメラの設置については、これやはり、一旦その開発行為の中の調整池に水を雨水をためて、それから河川に流しているわけなので、これは県としてもしっかりと実態把握する必要があるかと思う。まず、その点についての認識について、それはお答えいただきたいというふうに思う。
- 2 先ほども松本委員の質疑に対して、堆積物の土砂の撤去とか樹木、それから除草の部分でもお話があったかと思うが、やはり、この水辺の管理というのはただ単に、一方的にやればいいということではなく、先ほど河川環境課長がおっしゃったように、環境面での配慮というのは十分大事だというふうに思っている。地元から出た要望に対して、その辺に対するこういう形の対応が良いという投げ掛け、提案、そういう部分についてはどういうふうに調整されているのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 基本的には施設の管理者で状況を把握していただくことが必要と思っており、市町の方や民間の方でしっかり把握していただきたいと思っている。また、河川への流入について、併せて御指摘いただいたが、それぞれの開発調整池から河川にどのぐらいの流入量があるかどうかというのは、個々に状況が変わっているので、それぞれ、検討が必要なのかなと思っているが、設置の段階で河川への流入量というのは、およそ制限ができているので、それらも鑑みて状況を検討していきたいと思っている。

河川環境課長

- 2 まず、要望があったらその要望者の方と県土整備事務所の職員が現地で立会いをして、どのような要望なのかというのをはっきり状況の把握をする。それで、仮に希少な、例えば、動植物等が住んでいる、あるいは止まっているなど、そういったことで切らないでほしいと言ったときには、やはり専門家の意見を聞かないと分からないので、例えば、生態系保護協会の方に話を聞きながら、どういった解決策が示せるのかということで話し合いを重ねながら、結果的には対応しているというのが現状である。

金野委員

「5 排水機場等の設備更新等の推進」についてであるが、排水機場や水門などの操作訓練や稼働訓練などはどのように行われているのか。

河川環境課長

この排水機場、大きな排水機場が埼玉県は18ある。その排水機場は全て年点検を含めて、年間7回点検を行っている。そのときに、操作のやり方等を職員も併せて勉強しているというような状況である。

金野委員

- 1 1回目の質問で水門の方も伺いしていたので、これは排水機場の方と合わせて水門もその同じときで良いのか確認をさせていただきたい。
- 2 年7回点検をして操作のやり方も確認しているということだが、地元市町村など流域治水を考えたときにそういった各自治体とはどのように連携をしているのか。

河川環境課長

- 1 原則同じにやっている。
- 2 18の排水機場のうち、埼玉県から委託をして市町村が操作をしているところもある。当然そういうところについては、点検のときに合わせて、どんな操作手順かしっかりプロの人に教えていただきながらやっているの、問題はないかなとは思っているところである。

金野委員

18か所のうち、一部が市町村になるのか、その全部が市町村に委託をされているのか、改めてお聞かせいただきたい。

河川環境課長

18の排水機場全てがやっているわけではなく、実際、県の職員が直営でやってるものが18のうちの7、残りについては市町村の方をお願いをしているという状況である。

金野委員

県が直営でやっている7か所について、地元市町村とはどのように連携をしているのか。

河川環境課長

7か所の連携であるが、地元市との調整ということで、特にその一緒に操作をするとかということの連携はしていないが、洪水に備えて近くの排水機場が二つ並んだりしているところも埼玉県はあるので、そういったところはどのような手順でやるかという確認を、市の職員と県の職員が連携をしながらやっているという排水機場もある。

小谷野委員

ちょっと、この場で質問するのかどうかよく分からないが、実はもう埼玉県西部、北部で大変農家が減ってきており、実は田んぼをやっているところが非常に少なくなっている。小畔川に合流している水路がいろいろあり、これらは第二用水が管理しているので、県の関係とは違うかもしれないが、当然もう農家がなくなり、負担金もやめて、整備が全然できてないので、いざ大雨が降ると今までは田んぼである程度吸い込むことができたが、今はもう草が生えて、当然隣に家があるので、家の方に床下浸水なり床上浸水になってしまいうが、これは県は関係ないという話になっていくと。でも、県民の立場から考えていくと工事するにも第二用水には予算がないとなると当然進むことができないが、水害という形

で考えていくとこれを部長、少し考えていかないと、うちの方も大体大雨が降ると田んぼの近くにある家は全部床下浸水になってしまう。そうすると、仕様がなから家の周りにブロックを積んで水が入らないようにすると。それできるところはいいかもしれないが、できないところはもう家まで入ってくると。これは、少し第二用水なりもそういうのも含め考えていかないと、水害という意味で考えていくと、これは県の管轄だ、国の管轄だ、市の管轄だとかというのではなくて、全体を含めたところでこういう田んぼさえやっていれば、ある程度水をはけるが、夏はそういったところもどういうふうに関後水害対策として、部分的なものだけではなく、全体的に考えたときにどういうふうに関後しているのか、それを教えてもらいたい。

県土整備部長

先ほど来、河川だけではなくて、やはり洪水浸水被害を防止するというものは、面的に考えていく必要があると思っている。であるので、今の治水対策の概念としては、流域治水対策ということで、先ほど長峰委員の中でもお話ししたが、あらゆる関係者が一堂に会してその地区の浸水をどういうふうに関防止していくかということである。小谷野委員がおっしゃる、その土地土地の土地利用の変遷等も踏まえて、さっき多分、土地改良区等がやっている用水等もあるので、そういうところで、農林サイドとも含めて、この埼玉県の県内流域は五つのブロックで、流域治水をどうしていくかということを考えているので、ブロック単位で土地状況を今後検討して、より良いものにしていくようなことを考えていきたいと考えている。

小谷野委員

是非よろしく願うする。一つ例があるが、実は田んぼは一件もやっていない。そのところに、小畔川なので、もし、田んぼをやりたいといったときに水を引けないことは困るため、ポンプを付けなければならぬ。これが数千万かかる。それで、ほぼこれから先やらないだろうという感じがあったので、僕はその地権者に対して全部お話をさせていただいて、ポンプをつけないようにした。やはり、そういったところで無駄な経費をかけるとするのは非常にいけないので、ちょっと全体的に、部長、見ていただいて、水害が起きないような方法で是非どんどん農家さん減ってきているので、是非その辺も含めて、現状を少し把握していただければ。また、市町村から少し報告を受けて、こういう状況になっているということも把握した上でやっていただくといいなというふうに関思う。

県土整備部長

やはり、農林サイド並びにその地元の市町村、こちらとの何か連携の強化を進めるべきというふうに関思ったので、より一層この協議会の中で対応していきたいと、連携していきたいとこのように思っている。

小早川委員

資料の「6 河川防災情報の拡充」というところで、河川監視カメラに関して伺うをする。カメラが234か所ということで、かなりこれまで拡充をいただいているかというふうに関思っているが、その設置基準及びその下にカメラの夜間の視認性が高いものに更新いただいているということで、夜間も見えづらぬということ、県民の方が外に出てということ、危険性もあったが、こういったところも更新をいただいているということで、設置の更新の状況についても併せて伺うする。

参事兼河川砂防課長

まず、河川監視カメラは水防上重要な箇所、越水やいつ水の被害のおそれがある場所を中心に設置している。こちらについては、山間部の河川や放水路を除き、各河川への設置が完了したところである。次いで、同様に河川を監視するために重要な情報となる水位であるが、水位を計測する水位計、この機器故障やあるいは支障物が流れてきて誤情報が発信するというような状況もあるので、そういった状況に備えて、不確実な要素を補完するという目的で、水位計が設置されている箇所に河川監視カメラの設置を進めているという状況である。あわせて、夜間も監視ができるカメラの設置であるが、こちらについては夜間対応化ということで、令和5年度に全てのカメラが完了しているというところである。

小早川委員

先ほど水位計の誤情報という話もあったが、もう正にその氾濫とか水位上昇の状況をリアルタイムで状況把握していくというのは監視カメラの質、また量ともに充実を図っていくということで必要不可欠というふうに思っているが、AIの画像解析の技術であったりとか、IoTの技術の発展というところでスマート河川の実現であるとか、AIの活用の促進等々が更に求められていくかというふうに思うが、現状の県の取組であるとか今後の考え方について伺います。

参事兼河川砂防課長

まずは、私どもとしては、現地の状況を今ほど申し上げたカメラや水位計をもってしっかり把握する。そして、埼玉県川の防災情報のホームページ等を通じて、住民の方、地域の方にお伝えするというところをもって、情報化が委員御指摘のスマート河川というところまで届いているかどうかというところはあるが、そういった情報化をしっかりと進めているところである。また、あわせて、埼玉県が管理する河川も非常に多く、全長が長いので、その辺りの効率化や迅速化についても、検討を進めていきたいというふうに考えている。

杉田委員

- 1 松本委員の質問に対して、関連で質問させていただきたいと思う。私は熊谷だが、私の地域も本当に県土整備事務所の方がよくパトロールしてくださっている実態も拝見しているので、日々の活動に対しては非常に感謝しているが、この「3 河川・砂防関係施設の整備」の「ながす対策」に関してだが、主な質問は松本委員の方でやっていただいたので、例えば、堆積土砂の撤去や樹木の撤去とかというところが、実績として、ちょっと数字を正確に覚えていなかったが、何か25メートルプールに2,600杯分くらいの土砂を撤去したとか、今後は570,000立方メートルの土砂を撤去する予定とかという数字は伺ったが、実際に撤去されたものを再利用が果たしてできるのか。
- 2 その撤去したものが多分こう土砂というと、いろいろな種類に分別されるのではないかと思うので、是非その辺のところを分別した中で、どのくらいまでこれだけ分母が大きい数字だと、結構いろいろな再利用ができてくるのかなと思ったりしている。私のところも川がもう山になっている。であるから、極端にこれは国交省マターの川であったりするが、これが、本当に水害が起きたときに、川がこんな狭くなっていて大丈夫なのだろうか。もう中州は中州の役割ではなく、島になっているので、島になっているから中州でなく、そこに木が生えて、鳥も止まってくるなど、それが自然保護上どうかというのは、ちょっと角度を変えるとそういう見方だと思うが、本筋の中州から見たとき

というのは、全くそんな姿になってはいけないのではないかというふうに感じている。それは今、堆積土砂に関して申し上げたが、樹木も、山状態になっているところの樹木は、目通りどのくらいあるか分からないが、こういう感じの木になっている。弱々しい木がたくさんあるということではないので、3D測量で、今盛んに進めていただいているということなので、優先順位もより正確に付けると思うが、樹木に対して全体的には分からないが、私の地域ではちょっとした薪ブームである。そうすると、おうちを建てるときに暖炉を作ったりとか、何をしたりというのは環境面でもう大変役立っていると思うが、一つの再利用の中で、そういった樹木を再利用の一つの中に加えたりすることができるのかどうか。

河川環境課長

- 1 まず分別だが、土砂の場合であるとおおむね三種類に分別される。まず一つは工事間利用ということで、県の工事やあるいは国、市町村の公共工事でいろいろ連携をしてやり取りをするというパターンと、後は、改良プラントに持っていったりリサイクルを促進していくというパターン。最後は、産業廃棄物として処分ということで、これは汚泥になると、要はどろどろの土になると、もう再利用が不可能になり、これ産業廃棄物扱いになる。もう専門業者に、そこは持ってってもらわないといけないという状況にある。再利用の状況であるが、令和5年度のしゅんせつの実績を見ると、まず、工事間流用しているのが約4割である。改良プラントに持っていったのが約3割、産廃の最終処分場に持っていったのが約3割ということである。ということで、再利用として使っているのは、工事間流用とあと改良プラントに持っていったというところで、約7割ほど実際は有効活用を図っているところである。ちなみに1年前の令和4年度のデータを見ると、他工事間については3割で、改良プラントが3割、産廃処分が4割ということであったので、再利用率が約1割ぐらいはアップしてきているという状況である。
- 2 令和6年度の実績を確認をしたところ、高木、埼玉県全体で、高い、でかい、太い木になるが、高木を約7,000本ほど切った。低木、なかなか一本数えられないようなものは、ちょっと面積で出しているが、それが約170,000平方メートルということで、かなりの木を切っている。それで、このリサイクルをできないかということである。実際これを、今のところリサイクルをしたりはしていないが、かつてその木を切って、日にちを指定して、一般県民の方々に開放して取りに来てもらうとか、こういった取組を県土整備事務所でやったところもあるので、そういうのを参考にしながら委員の御指摘を踏まえて検討していきたいと思う。

武田委員

「6 河川防災情報の拡充」の右下にある水位予想に基づく洪水予報河川の拡大ということについて教えていただきたいと思う。今年の5月29日に、新たに入間川の一部がこの予報の区域に加わったと思うが、関東地方整備局から6時間先の情報に基づいてその水位を予報するということであるが、今のゲリラ豪雨だとか突然の大雨もあり、なかなか6時間予報となると予報も難しいと思うが、今の県として、このシステムに関する評価がどうなっているのか、あと効果はどうか。

参事兼河川砂防課長

まず、評価については、従前であると定められた水位を超過して初めて、洪水予報というものを出していたところ、6時間先の水位予測を基に予報が出せるということで、より

迅速な洪水予報の発令、それがひいては住民の方の避難にもつながるということで、効果の高いものというように考えている。また、その効果という点であるが、一方で、委員御指摘のとおり、6時間先の予報というのはなかなか難しいというか、時間を追って何度も何度も、情報が提供されるわけであるが、上がったりと下がったりというようなことがあって、現状であると、水位が超過するという予測が出て、一定時間経ってまた再検討してより確立されてから初めて、洪水予報を出すというような、運用の面で工夫をしている。また、発令する地域について申し上げますと、やはり、その河川の流域面積が広いエリアであると、割と情報の確度が高いが、狭いとやはり情報にばらつきが出て洪水予報を出すのは非常に難しいという点がある。その辺りを勘案し、現在の河川以上の指定を目指しているが、引き続き検討を進めていきたいというふうに考えている。

荒木委員

- 1 排水機場の耐水化ということでお示しをいただいているが、令和5年度から検討に着手しているということで、対象施設が16施設ということ、着手率が13%ということで、耐水化の条件としては、耐震化が完了したという文言があり、現在16のうちに耐震化が完了している排水機場はどれぐらいあるのかということをも、お尋ねしたいと思う。
- 2 耐水化工事の例として二つあるが、16のうちのそれぞれの内訳というか、耐水壁の設置と建物防水ということで、その内訳をお示しいただきたい。
- 3 さっきあった河川監視カメラについては、基本的に水位計の隣にカメラを設置するというお考えということを確認したが、残りのカメラ155台であるが、これはいつ頃ぐらいまでに設置するというふうにお考えか。

河川環境課長

- 1 まず、16施設であるが、耐震化が終了しているのが今現在であると、令和6年度までに4施設である。令和7年度については、8施設が完成する予定となっている。また、令和8年度については5施設ということで、全部で17施設が対象になっているが、やっとう耐震のゴールが見えてきたということで、耐水の工事に今移行を開始したという状況にある。
- 2 排水機場の耐水化は耐震工事が終わり、稼働頻度の高いものから耐水化に着手をしている状況である。現在、笹目川排水機場の詳細設計を進めており、来年度に工事を予定している。これが、県内第一号ということになる。その他の鴻沼川の排水機場については、概略設計が終わったところである。その他の14の排水機場はまだ設計をしていないので、どのような対策工法が選定されるかは不明のため、耐水壁だとかあるいは建物防水の割合については未定であるが、委員からの御指摘を踏まえて早急に進めていきたいと考えている。なお、耐水化が必要な全16施設については既に、簡易耐水板という簡易的に、プラスチック製なものであるが、そういった耐水板を配置しており、まさかの洪水に備えてしっかり対応しているところである。

参事兼河川砂防課長

- 3 現状の計画では令和9年度までに整備をするという計画である。

荒木委員

- 1 今、耐震化については、時期が見えてきたとおっしゃっているが、ちょっと聞き漏ら

しで、何年度までに耐震化が完了するのかということをちょっと、もう一度御答弁いただきたい。

- 2 あと、令和9年度までに河川監視カメラについては、設置する方向だということであるが、そもそもこの推計自体はこれから適宜、例えば、見直しをする中で、プラスアルファでここにも必要だとかということの見方というのは、あるのかどうかについて再度お尋ねさせさせていただきたいと思う。

河川環境課長

- 1 令和8年度、来年度の完成を目指しているところである。

参事兼河川砂防課長

- 2 私どもとしては、水防上重要な箇所に水位計を設置する考えなので、それが新たに重要な所と私どもが認めた箇所であれば新たに設置するし、逆を申し上げると、工事が進捗して危険性がなくなれば、場合によっては、ほかの場所に移設するというようなことも考えられる。また、地元市町の方の御要望であるとか、あるいは県土整備事務所がふだん干渉する中で必要性も当然感じると思うので、そういった方々の意見も総合して勘案しながら設置について検討を進めていきたいというふうに考えている。